

外国人観光客 誘客の支援をします

鳥取県では、自治体や民間事業者による外国人観光客誘致のための活動に対し、必要経費の一部を助成します。

＜対象となる事業者・補助対象経費・補助率・補助金上限額＞

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
外国人観光客受入環境整備事業	県内の市町村又は広域連合	①外国語表記による案内看板の作製及び設置に要する経費	1/2	100万円
	県内民間事業者 (複数の民間事業者によるグループ又は団体を含む)	②外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費 ③外国語案内ツールの整備に要する経費 ④施設案内外国語表記看板、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費 ⑤免税手続きに要する備品等購入や免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設に要する経費 ⑥ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費 ⑦両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費		
外国人観光客誘致推進事業	県内民間事業者 (複数の民間事業者によるグループ又は団体を含む)	⑧海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費 ⑨海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費 ⑩ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費	1/2	100万円

※ 裏面の「鳥取県外国人観光客倍增促進補助金のQ&A」をご参照ください。

【問い合わせ先：鳥取県観光交流局観光戦略課】

「外国人観光客受入環境整備事業」

>>> ニューツーリズム・受入環境整備担当 電話：0857-26-7239

「外国人観光客誘致推進事業」

>>> 観光誘客室 電話：0857-26-7221

鳥取県外国人観光客倍増促進補助金のQ & A

(Q) 鳥取県外国人観光客倍増促進補助金の基本的な考え方は？

(A) 当該補助金は、自治体や民間主体の外国人観光客誘致活動の初期投資支援を行うために制定したものです。支援を受けるためには、外国人観光客誘致に直接繋がる事業であることが必要です。それを確認するため、交付申請書の添付書類である事業計画書には、具体的な外国人観光客誘致計画として誘客を行う国・地域・客層、目標数値などを具体的に記載していただくこととしています。補助対象経費として明記してある、研修会の開催などを単に行うだけの場合は補助対象となりません。外国人観光客誘致計画が補助対象となるための一番のポイントです。

(Q) 補助対象事業はどのようなものですか？

(A) 次の要件などに当てはまる必要があります。

①事業の計画性及び継続性がある事業であること、②新たな国・地域又は客層等を対象とした新規事業であること など

(Q) 民間事業者による団体等はどのようなものが対象か？

(A) 観光協会、旅館組合などが対象です。

(Q) 研修会の開催に要する具体的な対象経費は？

(A) 講師謝金、講師旅費、通訳料です。

(Q) 宣伝ツールの整備に要する具体的な対象経費は？

(A) 外国語表記HPの開設、外国語パンフレットの作成経費などです。

初期経費を対象としており、HPの維持管理費、パンフレットの増刷は対象外です。

(Q) 免税手続きに要する備品等購入代金及び免税店であることを周知するための具体的な対象経費は？

(A) 免税店開設に伴い必要となる店内等で免税手続きに要するレジシステムの整備、机、椅子、間仕切り等の物品購入費や免税店であることを周知するためのチラシ、ステッカー及びのぼり等の作成経費等です。

(Q) ムスリム観光客のためお食事の提供等に係る経費とは？

(A) 食事の提供のための食品含有物にかかる英語表記、ピクトグラム等表示整備、ハラール認証に要するコンサルタント料・認定料等及びハラール認証を受けた施設の設備改修・食器・調理器具等什器整備経費です。

(Q) 海外における旅行博出展等プロモーションに要する具体的な対象経費は？

(A) PRブース出展料、通訳料・翻訳料、渡航代金です。

(Q) 海外旅行社及びマスコミ招聘に要する具体的な対象経費は？

(A) 招聘に係る渡航代金です。

(Q) 韓国ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費とは？

(A) 韓国の番組スタッフが訪日して番組撮影及び放映に要する経費です。渡航費や県内滞在費、番組制作費用などです。

これまでにこんな実施例がありました

- 外国語表記のグルメマップ、HPやPR用動画の作成
- 宿泊施設等における無料公衆無線LANの設置
- 台湾、タイ、モスクワでの国際旅行博に出展し、観光客誘致のためのプロモーション